# 家畜・家きん規模型飼養汚染防止条例

## 第一章 総則

- 第一条 家畜・家きん(以下では家畜とする。)飼養における汚染を防止し、家畜飼養における廃棄物の総合的利用と無害化処理を推進するため、また環境の保護と改善をするため、公衆における身体の健康を保障するため、さらに畜産業の健全で持続的発展のために本条例を制定する。
- 第二条 本条例は、家畜飼養農場、畜産 団地における汚染防止に適用される。 家畜飼養農場、畜産団地の規模の上限 は、畜産業発展の状況と家畜飼養汚染 防止の要求により決まるものとする。 放牧飼養における汚染防止については、 本条例は適用されない。
- 第三条 家畜飼養における汚染の防止は、環境保護と畜産業の発展に必要であり、 予防を堅持することを旨とし、防止と 結びつけることを原則としながら、統 一的で合理的な計画、総合利用の実行 を奨励する。
- 第四条 それぞれの地方自治体は家畜飼養における汚染防止の業務に対して、組織的指導を強化し、有効な措置を取り、資金を投入し、家畜飼養における汚染防止及び家畜飼養における廃棄物の総合的利用を扶助する。

第五条 それぞれの地方自治体の環境保護部門は、家畜飼養における汚染防止を統一監督・管理の責任を負わなければならない。

また、それぞれの地方自治体の畜産 部門は、家畜飼養で発生した廃棄物の 総合利用について、指導とサービスを 行う責任を負わなければならない。

それぞれの地方自治体の循環経済発展総合管理部は、家畜飼養循環経済に関わる業務の組織に協力しなければならない。

それぞれの地方自治体のその他の関係部門は、本条例の規定と各自の職責により、家畜飼養汚染防止に関わる業務に責任を負わなければならない。

町村地方自治体は、関係部門が行政 区域内で家畜飼養汚染防止の業務を行 う際に、協力しなければならない。

- 第六条 家畜飼養及び家畜飼養における 廃棄物の総合利用と無害化処理活動に 従事する場合は、国家の家畜飼養汚染 防止に関する基準を満たし、また法律 による関係部門の監督・検査を受けな ければならない。
- 第七条 国家は、家畜飼養における汚染 防止及び家畜飼養で発生した廃棄物を 総合的利用と無害化処理の科学技術の 研究と設備の開発を奨励・支持する。

それぞれの地方自治体は、先進的技術 の応用と普及を支持し、家畜飼養汚染 防止とレベルの向上を促進する。

第八条 いずれの事業団体、個人は本条 例が規定する行為を違反してはならず、 それぞれの地方自治体の環境保護など の関連部門に告発する権利がある。告 発された部門は適時に調査・処理しな ければならない。

家畜飼養汚染防止において、特に目立った貢献をした事業単位や個人は、 国家の関連する規定により、表彰を行う。

## 第二章 予防

- 第九条 それぞれの地方自治体の畜産部門は、畜産業発展の計画を作成し、自身の地方自治体或いは地方自治体内部の上部部門の承認を受けなければならない。畜産業発展計画は、環境許容能力と及び家畜飼養汚染防止への要求、合理的な仕組み、科学的に明確な家畜品種、規模、頭数を全面的に考慮して作成しなければならない。
- 第十条 それぞれの地方自治体の環境保護部門は、畜産部門と共同して家畜飼養における汚染防止の計画を編成し、地方自治体或いは地方自治体内部の上部部門の承認を受けなければならない。家畜飼養にける汚染防止計画は、畜産業発展の計画と連動させ、家畜飼養生産の仕組み、明確な家畜飼養汚染の目

標、課題、重点地域、明確な汚染処理の重点設備の建設及び廃棄物の総合的利用などの汚染防止措置を全面的に考慮して実施しなければならない。

- 第十一条 下記の地域内に家畜飼養農場、 飼養団地を建設することを禁止する
  - (一)飲用水水源保護区、風景名所
  - (二)自然保護区の中心部と緩衝区
  - (三)町村区域、文化教育科学区域な どの人口が集中する地域
  - (四)法律、法規によりその他飼養が 禁止されている地域
- 第十二条 家畜飼養農場及び畜産団地を 新規建設、改造、拡張する場合には、 畜産業発展計画、家畜飼養汚染防止計 画に合致し、動物の防疫条件を満たし、 環境への影響を評価すること。環境に 対し、大きな影響をもたらす可能性が ある大型家畜飼養農場、畜産団地は、 環境影響報告書を作成すること。その 他の家畜飼養農場、畜産団地は環境影 響登録表に記入しなければならない。 大型家畜飼養農場、畜産団地の管理す べき内容は、国務院環境保護部門が国 務院農牧部門と協議し確定する。

環境への評価の重点は、以下を含む:家畜飼養で産生する廃棄物の種類と数量、廃棄物の総合利用と無害化処理の方法案と対策、廃棄物の貯留と処理の状況及び環境への直接排出の状況、最終的な河川、土壌などの環境と人体の健康への影響及び規制と低減に関する方法案と対策など。

第十三条 家畜飼養農場、畜産団地は飼養規模と汚染防止の必要性により、家畜糞尿、汚水、雨水などの分流設備、家畜糞尿、汚水の貯留設備、糞の嫌気性消化と堆肥化、有機肥料加工、メタンガス、消化液の固液分離とその輸送、汚水処理、へい獣処理などの総合的利用と無害化処理を実施しなければならない。すでに他人に畜産廃棄物の総合利用と無害化処理を委託しているのであれば、自身で総合利用と無害化処理を委託しているのであれば、自身で総合利用と無害化処理施設を建設しなくてもよい。

汚染防止設備の建設をしていない、 或いは自身で建設した施設が不合格、 或いは他人に畜産廃棄物の総合利用と 無害化処理を委託していない場合、家 畜飼養農場、畜産団地は生産と使用を してはならない。

家畜飼養農場、畜産団地は、自身で 汚染防止設備を建設する場合、それが 正常に作動をするかどうかを確認しな ければならない。

第十四条 家畜飼養の仕事に従事する場合には、科学的な飼養方式と廃棄物の処理などの有効な措置を講じ、家畜飼養による廃棄物の環境への排出量を減らさなければならない。

### 第三章 総合利用と管理

第十五条 国家は、糞尿肥料の田畑での 利用、メタンガス、有機肥料などの生 産、畜産廃棄物の総合利用を奨励・支 持する。

- 第十六条 国家は、栽培と飼養を結合する方法で、畜産廃棄物を消化利用し、 家畜の糞尿、汚水などの廃棄物を出来 るだけ近い農地で利用することを促進 することを奨励・支持する。
- 第十七条 国家はメタンガス、有機肥料の生産などの廃棄物の総合利用及び消化残渣と消化液の輸送と施用、メタンガス発電などに関連する設備の建設を奨励・支持する。
- 第十八条 家畜の糞尿、汚水、消化残渣 と消化液の肥料利用、土地の能力に合 わせて有効な措置を講じ、伝染病を起 こす可能性がある微生物を除去し、環 境汚染と疾病伝播を防がなければなら ない。
- 第十九条 家畜飼養と畜産廃棄物に従事 する場合、家畜の糞尿、へい獣、汚水 などを、適時に収集、保管、輸送し、 悪臭と畜産廃棄物の漏出や浸透を防止 すること。
- 第二十条 環境排出処理する畜産廃棄物 は、国家と地方が規定する汚染物排出 基準と総量規制の指標に合致しなけれ ばならない。畜産廃棄物が未処理の場 合、直接環境へ排出してはならない。
- 第二十一条 感染家畜及び感染家畜の排 泄物、感染家畜製品、病死或いは死因 が不明なへい獣などの病害畜産廃棄物 は、法律、法規、又は国務院農牧部門

の規定により埋却や、化学処理、焼却などの無害化処理を行い、勝手に処置してはならない。

第二十二条 家畜飼養場、畜産団地は定期的に家畜の品種、規模及び畜産廃棄物の産生、排出、総合利用などの状況を、定期的に県レベルの地方自治体の環境保護部門に報告しなければならない。環境保護部門は定期的にその報告内容を農牧部門にも連絡しなければならない。

第二十三条 県レベル以上の地方自治体環境保護部門は、職責に基づき家畜飼養汚染の防止状況について、監督・検査を行い、また家畜飼養環境汚染のモニタリングを強化しなければならない。町村レベルの地方自治体、またそれ以下の自治組織は家畜飼養環境汚染行為を発見・気づいた場合は、適時に阻止・報告しなければならない。

第二十四条 汚染がひどい家畜飼養密集 地域、市、県の地方自治体は、総合整 備プランを制定し、組織立てて畜産廃 棄物の総合利用と無害化処理設備を建 て、計画的に家畜飼養農場の移転や閉 鎖などを行い、家畜飼養汚染の管理を しなければならない。

第二十五条 畜産業発展計画、土地利 用計画、都市農村計画調整及び飼養禁 止区域或いは、汚染がひどい家畜飼養 密集地域での総合調整によって閉鎖或 いは現在の場所から農場を移転し、家 畜飼養者に経済的損失があった場合、 県レベル以上の政府が法律により補助 金を出す。

#### 第四章 奨励措置

第二十六条 県レベル以上の地方自治体 は、表彰などの措置を取り、畜産規模 化、家畜飼養の標準化への扶助を行い、 家畜飼養農場、畜産団地の標準化への 改善と汚染防止設備の建設、改善を支 持し、飼養の分散から集約型飼養へ転 換を奨励する。

第二十七条 県レベル以上の地方自治体 は、土地利用総体計画を編成する過程 で、統一して作成し、規模化家畜飼養 用地を計画に取り込み、畜産用地とし て確実に実行する。

国家は、廃棄地、荒山、荒地河川敷、 荒丘、荒浜などの未使用地を利用し、 畜産の規模化、標準化を行うことを奨 励する。

家畜飼養用地は、農用地の管理によるものとし、国家の関連規定により生産設備を設置する用地と必要な汚染防止付属設備を設置する用地を確定する。

第二十八条 家畜飼養汚染防止設備の建設と改善をする場合、国家の規定により汚染管理ローンの補助を含む、環境保護などの関連資金の支援を申請することが出来る。

第二十九条 家畜飼養汚染防止を行い、

畜産廃棄物を利用し有機肥料の生産経 営などの畜産廃棄物の総合利用を行う 活動に従事する場合、国家の規定によ り税収負担軽減が受けることが出来る。

第三十条 畜産廃棄物を利用して有機肥料を生産する場合、国家の肥料輸送などに関し支援政策を受けることが出来る。有機肥料を購入・使用する場合、化学肥料の購入の際の補助金より、多い補助金を受け取ることが出来る。

家畜飼養農場、畜産団地の家畜飼養 汚染防止設備の運用には、農業用電気 価格が適用させる。

第三十一条 国家は、畜産廃棄物のメタンガス発電の利用、自家用或いは余剰電力を電力会社に供給することを奨励し、支持する。電力会社は法律と国家の規定により、メタンガス発電で出来た電力を、電力会社の電気系統に接続するために差別の無いサービスを提供しなければならない。さらに、電気系統の範囲内の技術標準に該当する余剰電力を通常の料金で購入しなければならない。

畜産廃棄物を利用してメタンガス発電を行う場合は、法律により、国家が規定する接続電力価格の優遇策を受けることが出来る。畜産廃棄物でメタンガス或いは天然ガスを収集する場合、法律により新エネルギー優遇政策を受けることが出来る。

第三十二条 それぞれの地方自治体はそ の地域の実態に基づき、家畜飼養農場、 畜産団地に支払う環境影響の情報費用 の補助を行うことが出来る。

第三十三条 国家は感染家畜、病死或い は死因不明のへい獣に対し、無害化処 理を行うことを奨励し、支持する。ま た、国家の関連規定により処理費用、 使用損失に補助を当てる。

第三十四条 家畜飼養農場、畜産団地が 排出する汚染物は、国家と地方が規定 する汚染物排出基準と総量の制御指標 に合致し、自ら環境保護部門とさらに 汚染物の排出量について協議し、約束 する。県レベルの地方自治体は国家の 関係する規定により、奨励金を給付し、 また優先的に県レベル以上の地方自治 体が策定した環境保護と家畜飼養発展 に関連する財成資金の扶助資格を得る ことができる。

第三十五条 家畜飼養農家は、自ら総合 利用と無害化処理設備を建設し、汚染 物の排出を減少させ、本条例が規定す る、諸奨励金や扶助政策を受けること が出来る。

## 第五章 法律責任

第三十六条 それぞれの地方自治体の環境保護部門、農牧部門及びその他の関連部門は本条例が規定による職責を怠った場合、直接の部門責任者とその他の責任者に処分を課す。直接の責任者とその他の責任者が犯罪を犯した場合、

法律により刑事責任を追及する。

第三十七条 本条例の規定に違反し、飼養禁止区域に家畜飼養農場、畜産団地を建設すると、県レベルの地方自治体の環境保護部門の責任により、違法行為を停止させる。違法行為の停止を拒んだ場合、3万元以上10万元以下の罰金とし、また県レベル以上の地方自治体が責任をもって撤去或いは閉鎖をする。飲用水の水源保護区に家畜飼養農場、畜産団地を建設する場合は、県レベル以上の地方自治体の環境保護部門が違法行為を停止させ、10万元以上50万元以下の罰金を課し、また決定権を持つ地方自治体或いは政府の責任により、撤去或いは閉鎖をする。

第三十八条 本条例の規定に違反し、家 畜飼養農場、畜産団地は法律による環 境影響評価を実行しない場合は、環境 保護部門の責任で建設を停止する。そ の期限は別途手続きを行い、期限を過 ぎた場合は、5万元以上20万元以下の 罰金を課す。

第三十九条 本条例に違反し、未だ汚染 防止設備を建設していない或いは、自身で建設した設備が不合格の場合、また、まだ他人に畜産廃棄物が総合利用と無害化処理を委託していない場合、さらに家畜飼養農場、畜産団地が生産、使用、建設した汚染防止設備が正常に動いていない場合は、県レベル以上の地方自治体の環境保護部門が生産或いは使用の停止を、責任もって行い、10

万元以下の罰金を課す。

- 第四十条 本条例に違反し、下記の事項 の1つでも行っている場合は、県レベ ルの地方自治体環境保護部門がその違 反行為を停止させる責任がある。期限 内に汚染除去処理を行い、《中華人民共 和国水汚染防止法》、《中華人民共和国 固体廃棄物汚染環境防止法》に規定に より、処罰する。
  - (一)畜産廃棄物を肥料として利用し、 土地の能力を超過してしまい、環 境汚染を起こした場合
  - (二) 家畜飼養或いは畜産廃棄物処理 に従事し、有効な措置を講ぜず、 畜産廃棄物が浸透、漏出などを招 いた場合
- 第四十一条 畜産廃棄物が、国家或いは地方が規定した汚染物排出基準或いは総量の制御指標に合致しない、或いは無害化処理をせず直接畜産廃棄物を放置した場合、県レベルの地方自治体環境保護部門が、期限を区切って整備する責任がある、またその場合5万元以下の罰金が課せされる。県レベル以上の地方自治体の環境保護部門は期限を区切って整備した後に、同地方自治体環境保護部門の農牧などの関係部門に改善実施の情況に対して適時検証し、また社会に向けて検証経過を公表する。
- 第四十二条 規定に従い、まだ感染家畜 と病害家畜飼養廃棄物の無害化処理を していない場合、動物衛生監督機関が 無害化処理を責任を持って命じなけれ

ばならない。その場合、処理費用は違法行為をした者が負担し、3000元以下の罰金を課す。

## 第六章 附則

第四十三条 家畜飼養農場、畜産団地の 具体的な規模基準は、省レベルの地方 自治体が確定し、国務院環境保護部門 と国務院農牧部門に報告する。

**第四十四条** 本条例は、2014年1月1日 から施行する。

#### 付記

中国が2014年1月1日に施行した「畜 禽規模養殖汚染防治条例」について、そ の訳文を参考資料として掲載します。

折しも、2014年6月24~25日に中国の 武漢で開催された2014年中国畜牧獣医学 会養猪学分会(本文では中国養豚学会と する)に、中国養豚学会と日本養豚学会 のご厚意により、日本養豚学会会長の押 田敏雄会長(麻布大学獣医学部教授)と ともに参加することができました。本資 料の原文はその際に提供いただいたもの です。

この条例は日本で言えば「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」に該当するものと考えられます。中国と日本では現状が大きく異なりますが、畜産環境に取り組む隣国の状況を知る上で貴重な資料と考えます。翻訳の労をとっていただいた日本全薬工業株式会社北京代表処の押田明則氏に深謝します。

なお、2014年中国養豚学会の概要については、中国では「養猪科学」誌に、日本では「日本養豚学会誌」に掲載予定となっています。

平成 26 年 8 月 1 日

羽賀清典 畜産環境情報 編集担当 (一財)畜産環境整備機構 参与 麻布大学獣医学部客員教授